

函館市地域放課後児童健全育成事業ボランティア派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市地域放課後児童健全育成事業を委託する学童保育所に対してボランティアを派遣し、学童保育所指導員の支援を行うことを目的とする。

(派遣の内容)

第2条 ボランティア派遣は、次の各号に掲げる内容を有するものとする。

- (1) 障がいがある児童など配慮が必要な児童への支援を行う学童保育所指導員の援助
- (2) 行事や長期休業時における学童保育所指導員に対する援助
- (3) 学習や伝承遊び等の指導

2 活動時間は、1日につき3時間程度とし、内容に応じて延長または短縮することができる。

(登録)

第3条 ボランティアへの登録を希望する者は、ボランティア登録申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があった者について、適当と認めた者をボランティアとして登録するものとする。

3 市長は、ボランティア登録について毎年度当初に見直し、引き続きボランティア登録を希望する者について更新するものとする。

(登録内容の変更)

第4条 ボランティア登録者は、登録事項について変更等が生じたときは、登録事項変更（取消）届（別記第2号様式）により速やかに届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第5条 ボランティア登録者は、自己の都合によりボランティア登録を辞退しようとするときは、登録事項変更（取消）届（別記第2号様式）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、ボランティア登録者が事業の実施に支障のある行為や、ボランティア登録者としてふさわしくない行為を行ったときは、登録を取り消すことができる。

(派遣の依頼)

第6条 ボランティア派遣を希望する学童保育所は、ボランティア派遣依頼書(別記第3号様式)を希望する日の1週間前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の依頼があったときは、ボランティア登録者に派遣の内容を周知するとともに希望者を募るものとする。

(派遣の決定)

第7条 市長は、前条第2項の結果によりボランティア派遣の有無を決定し、ボランティア派遣決定通知書(別記第4号様式)により学童保育所に通知するものとする。

(派遣報告)

第8条 ボランティアを派遣された学童保育所は、派遣された日の翌月の5日までにボランティア派遣報告書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(謝礼金の支払)

第9条 市長は、前条に規定する報告書を確認し、派遣したボランティア登録者に対し、1日あたり3時間未満のときは500円、3時間以上のときは1000円の謝礼金を支払うものとする。

(秘密の保持)

第10条 ボランティア登録者は、活動を通して知り得た個人情報を利用し、または第三者に提供してはならない。また、この事業を退いた後も同様とする。

(保険の加入)

第11条 市長は、ボランティア登録者の活動中の事故に対応するため、傷害保険に加入し、その費用を負担するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。